

会 議 録（概要）

| | | |
|------|------|--|
| 会議名称 | | 平成23年度 第2回 八尾市個人情報保護審議会 |
| 開催日時 | | 平成23年10月7日（金） 午後2時00分～2時35分 |
| 開催場所 | | 市役所本館 8階 第2委員会室 |
| 出席者 | 委員 | 金谷会長 澤野副会長 小池委員 小枝委員 西田委員 荒木委員 天正委員 山本委員 （欠席：佐藤委員、東委員） |
| | 事務局 | 村上理事 網中課長 川西室長 式室長 辻本係長 森本係長 大久保副主査 平峰非常勤嘱託 |
| | 実施機関 | 【諮問1】 市民税課 寺沢課長、田村係長 【諮問2】 健康保険課 藤本課長補佐、奥本係長、橋本主事 【報告1】 市民税課 寺沢課長、田村係長 市民ふれあい課 瀧川課長補佐 【報告2】 市民ふれあい課 目黒係長 【報告3】 市民ふれあい課 田中所長補佐 【報告4】 介護保険課 村中課長、笹栗係長 【報告5】 消防本部予防課 川村課長補佐、谷口係長 |
| | 傍聴者 | なし |
| | 配布資料 | 事前 審議会資料 当日 個人情報保護事務の手引 会議次第 |

審議項目

1) 諮問事項

1. 地方議会議員共済会への伝送による所得情報の提供について
2. 死者の個人情報の開示請求の取扱いについて

2) 報告事項

1. 市民税・府民税証明書の出張所等での交付について
2. 町会活動に関するアンケート調査（市民アンケート）について
3. （仮称）地域活動応援ブログの開設について
4. 死者の個人情報の開示について
5. 住宅用火災警報器設置の啓発（アンケート）調査について

審議状況（審議経過）

諮問事項1 地方議会議員共済会への伝送による所得情報の提供について

「事務・事業の内容」（審議会資料に基づき事務局より事務内容の概要の説明報告を行う。）

この案件は、地方議会議員共済会の依頼に基づき、議員の退職年金について高額所得者への支給停止措置を行うため、退職年金の受給者に係る所得情報を伝送するもので、八尾市個人情報保護条例第8条第1項（電子計算機処理）に該当するものである。

事務の概要としては、平成23年6月1日をもって、地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律に基づき、地方議会議員年金制度が廃止された。

改正法においては、制度廃止後に経過措置として支給する退職年金について、高額所得者に対する支給停止措置が強化されることとなった。

それに伴い、地方議会議員共済会から本市に対し、退職年金の受給者について住民税に係る課税総所得金額ベースの所得情報の提供が依頼されたため、L G W A N回線を使用して伝送による所得情報の提供を開始するものである。

なお、地方議会議員共済会が本市から直接所得情報の提供を受けることについては、事前に地方議会議員共済会が対象者からの同意を得ることとしている。

対象者は、地方議会議員共済会の退職年金の受給者で約20名程度の見込みである。

個人情報の利用項目は、宛名番号、氏名、性別、生年月日、住所、課税・所得情報である。

情報の収集方法は、個人住民税システム、市民税・府民税申告書等により収集する。

セキュリティ対策としては、情報の受け渡しについては、本市から専用サーバへアクセスする際にユーザIDとパスワードによる認証が行われる。

L G W A N上の通信はS S Lを使用してデータが暗号化される。専用サーバは、ファイアウォールにより保護され、アクセス時間も限定される。

本市においては、外部ネットワークとの接続を行っていないe L T A X用端末を使用し未使用時は施錠保管する。

利用開始時期は、平成23年10月を予定している。

「審議の要点・審議会の意見等」

ア 委員の質問

- ・議員が退職した後、年金受給資格ができた後でも、ある程度収入があれば、年金が全部又は一部停止になり、その措置を正確にするために、議員の所得情報が欲しいと共済会が言ってきているということか。また、共済会に所得情報を出すというのは議員の事前同意を受けており、後はこれを電算処理して、提供するということか。

イ 実施機関の説明

- ・（共済会の依頼内容及び提供方法等については）その通りである。

「結論」

諮問事項1について、審議会は承認。

諮問事項 2 死者の個人情報の開示請求の取扱いについて

「事務・事業の内容」（審議会資料に基づき事務局より事務内容の概要の説明報告を行う。）

この案件は、死者の診療報酬明細書（以下、レセプトという）の開示請求の取扱いについて諮問するもので、八尾市個人情報保護条例第13条第2項5号（死者の個人情報の開示請求）に該当するものである。

事務の概要としては、八尾市国民健康保険被保険者であった者（平成23年8月死亡）の子より、当該被保険者の診療歴を把握し、死亡後の支払い等に不備のないよう手続きを行うために、当該被保険者のレセプト（平成22年1月より死亡月まで）の開示請求があったものである。

本内容については、八尾市個人情報保護条例第13条第2項第1号から第4号には該当しないため、同第5号に基づき諮問するものである。

「審議の要点・審議会の意見等」

ア 委員の意見

- ・第13条第2項第1号から第4号には該当しないという話があったが、第1号の、相続人の財産のところに入るかどうか。
- ・第1号に入るのではないかと思っていたが、ただ、診療歴を把握するという含めると、どうかというところもある。

イ 委員の質問

- ・親が亡くなり、最後に入院していたレセプトを子どもが開示してほしいと請求しているということか。
- ・不備のないようにということは、まだ支払っていらっしやらないということか。
- ・お子さんであるから相続人ではあるということか。

ウ 実施機関の説明

- ・（レセプトの開示については）その通りである。
- ・世帯が別の方ということもあり、その点も含めて確認をするということである。
- ・相続人である。

「結論」

諮問事項2について、審議会は承認。

報告事項 1 市民税・府民税証明書の出張所等での交付について

「事務・事業の内容」（審議会資料に基づき事務局より事務内容の概要の説明報告を行う。）

この案件は、「市民税・府民税証明書の出張所等での交付」について、市民税・府民税証明書（課税証明書）の発行事務に出張所等（出張所及び市民サービスコーナー）での交付を加えるもので、八尾市個人情報保護条例第5条第2号に該当するものである。

報告を要する事由としては、事務事業概要としては、現在、市民課と出張所等の中で戸籍事務に既に使用している行政FAXを利用し、市民税課で発行した課税証明書を各出張所等に送信することで、市民が出張所等でも課税証明の交付を受けられるようにするものである。

個人情報の利用項目は、宛名番号、住所、氏名、生年月日、性別、電話番号、課税・所得情報である。

件数は、平成22年度市民税課窓口での実績件数が38,981件であり、その内出張所等での交付は年間約5,000件を想定している。

実施時期であるが、平成23年10月3日に開始した。

セキュリティ対策は、現在行政FAX回線は市民課と出張所等間でグループ化され、同一グループ以外から内部に接続できないよう、また外部に発信できないようになっており、同一グループに属することで、セキュリティを図る。さらにFAX番号は非公開とする。

「審議の要点・審議会の意見等」

ア 委員の質問

- ・出張所でも証明書の交付を行い、サービスを広げるといふことか。

イ 実施機関の説明

- ・その通りである。

「結論」

報告事項1について、審議会への報告は終了。

報告事項 2 町会活動に関するアンケート調査（市民アンケート）について

「事務・事業の内容」（審議会資料に基づき事務局より事務内容の概要の説明報告を行う。）

この案件は、町会活動に関するアンケート調査（市民アンケート）送付用の宛名ラベルを作成するもので、八尾市個人情報保護条例第8条第1項(表4類型5)に該当するものである。

事業の概要は、本市における町会の加入・未加入の実態把握を行うため、町会活動に関するアンケート調査を実施し、回収した調査票をもとに集計、分析し、町会加入促進にかかる行政施策等の方向性について、委託業者の事業支援を受け検討するものである。

個人情報の利用項目は、氏名、住所、生年月日、性別である。

対象者は、本市在住の20歳以上の男女（外国人市民を含む）、件数は、2,000件（内、外国人市民50件）である。

電子計算機処理が必要な理由は、住民基本台帳及び外国人登録台帳から手作業により転記することは、転記誤りが発生する等の問題点がある。そこで、電子計算機に記録されている住民基本台帳及び外国人登録台帳から電子計算機処理をすることにより、正確かつ迅速に対象者の抽出を行い、本調査業務の効率的・効果的な実施を図るものである。

処理形態は、ホストコンピュータによるバッチ処理である。

利用時期であるが、平成23年9月上旬に行った。

セキュリティ対策は、出力された帳票の管理については万全を期し、施錠できる保管庫に保管する。宛名シールは作成後直ちに貼り付け郵送し、個人情報の保護については細心の注意を払う。また、出力帳票は利用後切断して廃棄する。

「審議の要点・審議会の意見等」

ア 委員の質問

- ・アンケートをするために宛名ラベルを製作するということか。

イ 実施機関の説明

- ・その通りである。

「結論」

報告事項2について、審議会への報告は終了。

報告事項3 (仮称) 地域活動応援ブログの開設について

「事務・事業の内容」(審議会資料に基づき事務局より事務内容の概要の説明報告を行う。)

この案件は、(仮称) 地域活動応援ブログを実施するにあたり、情報提供者等の個人情報扱う事務を開始するため報告するもので、八尾市個人情報保護条例第5条第2項に該当するものである。

事業概要は、(仮称) 地域活動応援ブログは、八尾のまちにある3つの情(表情・人情・風情)を束ねた情報として、八尾の魅力である地域活動の様子をインターネットのブログを活用して市内外に積極的に発信し、市民の地域活動への理解を深めるとともに八尾市の地域力の向上に寄与することを目的とする事業である。

なお、個人情報は、情報提供者への連絡等に利用する。また、ブログにおいて個人情報を掲載する場合は、本人の同意がある場合にのみ行う。

個人情報の利用項目は、氏名、性別、生年月日、年齢、住所、電話番号である。

対象者は、本事業に伴う情報の提供者等である。

利用時期は、平成23年10月下旬を予定している。

セキュリティ対策は、パソコンの使用については、ID及びパスワードにより従事者制限を行い、パソコンについては施錠管理を行う。

また、個人情報の記載された資料は、施錠できるロッカーに保管し、不要となった個人情報は、切断又は焼却処分する。

「審議の要点・審議会の意見等」

ア 実施機関からの補足説明

- ・八尾市のホームページと市民ふれあい課のブログをリンクする予定である。

イ 委員の意見

- ・市民からの投稿によるコメントの掲載ができるようになると色々と問題がある。

ウ 委員の質問

- ・ブログの内容について説明をしてほしい。
- ・記事を載せるために情報を集めることになり、それに付随して個人情報を扱うことになるので報告しているということか。
- ・ブログに載せる個人情報は同意を得るということか。
- ・「私も参加したい」などというようなコメントの書き込みはできるのか。
- ・八尾市のホームページからブログへは相互にリンクするようになるのか。

エ 実施機関の説明

- ・ブログを作っていこうということに至った理由としては、各小学校区に配置されているコミュニティ推進スタッフが、地域の活動状況を確認しているのだが、若い世代から、どういう地域活動をしているかわかっていたら参加するのにという意見があった。30代40代は、インターネットを検索することも多い。八尾市のホームページは政策や事務事業の周知などを行っているが、ブログはもっと身近な、日記的な要素があるので、コミュニティ推進スタッフがその都度最新の市民活動の様子などを記事として掲載することで、知ってもらえるメリットがあるということである。
- ・(個人情報の新規取り扱いについては) その通りである。
- ・(個人情報の同意を得るということは) その通りである。
- ・コメント機能は利用しない。今回はこちらからの情報提供である。
- ・(相互のリンクについては) その通りである。

「結論」

報告事項3について、審議会への報告は終了。

報告事項 4 死者の個人情報の開示について

「事務・事業の内容」（審議会資料に基づき事務局より事務内容の概要の説明報告を行う。）

この案件は、「死者の個人情報の開示」について、報告するものである。

報告を要する事由は、既に八尾市個人情報保護審議会において、承認をいただいた死者の個人情報開示について、その後、同等の別の相続人より、この死者の同じ公文書について個人情報の開示請求があったものである。

報告事項の説明としては、要介護者が死亡し、遺産の相続が発生した。

相続人の一人より被相続人の遺言能力を判断するために、要介護認定にかかる公文書の開示請求について相談があり、既に八尾市個人情報保護審議会にて開示が承認されたものである。

今回は、同等の別の相続人より同じ内容についての開示請求の相談があり、すでに相続人に開示されたものと同様の内容について開示したものである。

「審議の要点・審議会の意見等」

ア 委員の意見

- ・ 開示請求された文書は前回ご承認いただいた文書と全く同一である。請求人が変わっているだけである。そこで、できるだけ早く開示をするということから、報告案件としたということであるが、どうか。

「結論」

報告事項 4 について、審議会への報告は終了。

報告事項 5 住宅用火災警報器設置の啓発（アンケート）調査について

「事務・事業の内容」（審議会資料に基づき事務局より事務内容の概要の説明報告を行う。）

この案件は、住宅用火災警報器設置に関する調査送付用宛名ラベルの作成業務を行うもので、八尾市個人情報保護条例第8条第1項(表4類型5)に該当するものである。

事業の概要は、平成23年6月1日からすべての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務付けられたことを踏まえて、住宅火災の減少及び同火災による死者の低減を図るため、住宅用火災警報器の設置推進をはじめとした防火思想の普及啓発を積極的に実施し、防火意識の向上などを図る必要がある。

そのため、平成23年6月に本報告と同様のアンケート調査を行ったが、住宅用火災警報器設置状況等の推移を把握するため、本アンケート調査を行うものである。

個人情報の利用項目は、住所・氏名・生年月日である。

対象者は、市内在住の20才以上の男女である。

件数は、1500件（うち外国人40件）である。

電子計算機処理が必要な理由は、住民基本台帳及び外国人登録原票から手作業により転記することは、膨大な時間を必要とするとともに、転記誤りが発生するという問題点がある。

そこで、電子計算機に記録されている住民基本台帳及び外国人登録原票を電算処理することにより、正確かつ迅速に対象者の抽出を行い、本調査業務の効率的な実施を図るものである。

処理形態は、ホストコンピューターによるバッチ処理である。

利用時期は、平成23年10月下旬を予定している。

セキュリティ対策としては、出力された帳票の管理については万全を期し、施錠できる保管庫に保管する。

宛名シールは作成後直ちに貼り郵送し、個人情報の保護に関しては細心の注意を払う。また、出力帳票は利用後切断して廃棄する。

「審議の要点・審議会の意見等」

ア 委員の質問

- ・前回も報告があり、その後の推移をみたいということだが、アンケートの対象者が違えば齟齬が出てくる。アンケートだから仕方ないが、全体の傾向を見るということか。

イ 実施機関の説明

- ・その通りである。

「結論」

報告事項5について、審議会への報告は終了。